

公 告

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第２項の規定により大規模小売店舗に係る届出事項の変更があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第８条第２項の規定により、海田町の区域内に居住する者、海田町において事業活動を行う者、海田町の区域をその地区とする商工会その他の海田町に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から４月以内に、海田町に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

平成２４年５月３１日

海田町長 山 岡 寛 次

１ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（１）名称

海田ショッピングデパート

（２）所在地

広島県安芸郡海田町南大正町１２５９番１

２ 変更しようとする事項

（１）大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）

開店時刻	閉店時刻	備 考
午前９時	午後１１時	ただし、年間３１日午前８時開店

（変更後）

開店時刻	閉店時刻	備 考
午前７時	午後１１時	ただし、年間３１日全フロア午前８時開店（１階フロア（食品関連売場）は除く） １階フロア（食品関連売場）のみ通年午前７時開店

②来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前)

駐車場位置	駐車可能時間帯
立体駐車場	午前8時30分から午後11時30分まで (ただし、年間31日午前7時30分から)
店舗屋上駐車場	午前8時30分から午後11時30分まで (ただし、年間31日午前7時30分から)
P1駐車場	午前8時30分から午後9時30分まで (ただし、年間31日午前7時30分から)
P3駐車場	午前8時30分から午後9時30分まで (ただし、年間31日午前7時30分から)

(変更後)

駐車場位置	駐車可能時間帯
立体駐車場	午前6時30分から午後11時30分まで
店舗屋上駐車場	午前6時30分から午後11時30分まで
P1駐車場	午前6時30分から午後9時30分まで
P3駐車場	午前6時30分から午後9時30分まで

3 変更する年月日
平成24年6月1日

4 変更する理由
(1) サマータイムへの生活習慣の変化及びシニア層を中心とした早朝の買物ニーズに対応するため
(2) イオングループ全体の節電への取り組みの一環として、朝の涼しい時間帯の来店を促すことで、電力使用料がピークとなる日中の混雑を緩和し、店舗の温度上昇の抑制を図るため

5 届出年月日
平成24年5月25日

6 縦覧期間及び縦覧場所
(1) 縦覧期間

平成24年5月31日から平成24年10月1日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 縦覧場所

海田町役場企画部企画課 安芸郡海田町上市14番18号

7 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、海田町に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

8 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成24年10月1日

(2) 提出先

海田町役場企画部企画課